

# 訪問看護の利用を検討

(介護保険、医療保険どちらかが利用できます)

介護保険でサービスを受ける

医療保険でサービスを受ける

## 介護保険

介護保険の申請（認定）

要介護1~5

ケアマネージャー  
介護支援専門員  
(ケアプランを作成)

要支援1~2

地域包括支援センター  
(介護予防ケアプランを作成)

※介護保険で訪問看護を受けるにはケアプランの作成が必要です

要介護・要支援の認定を受けていても、退院直後や病状の悪化（急性増悪期）  
精神疾患、がん末期や難病の場合は、医療保険で訪問看護を受けます

（医療保険へ）  
非該当

## 医療保険

40歳未満

・難病、がん、小児疾患、精神疾患など医師が必要と認めた人

40歳以上65歳未満

・40歳未満と同様

・介護保険の特定疾病に該当しない方（がん末期を除く）

65歳以上

・介護保険の要介護・要支援の認定を受けていない方で、  
訪問看護が必要な人

主治医による訪問看護指示書の発行

※訪問看護のサービスを受けるには訪問看護指示書が必要です

訪問看護ステーションと契約

訪問看護計画に基づき訪問を開始

※ご不明点は048-776-1530（事務担当：福田）にご連絡ください